

意見第2号

令和7年12月19日

綾部市議会議長 松本幸子様

提出者 綾部市議会議員

本田文夫

賛成者 綾部市議会議員

種清喜之

梅原哲史

井田佳代子

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり綾部市議会議規則第14条第1項の規定により提出します。

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979（昭和54）年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女子差別撤廃条約を採択し、日本は1985（昭和60）年この条約を批准した。2024（令和6）年現在189か国が批准している。

1999（平成11）年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を定めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成12）年12月末に発効している。2024（令和6）年現在、条約批准189か国中116か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくはない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女子差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、政府は選択議定書の審議に参加し決議に加わったものであるが、世界経済フォーラムで発表された男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2025」においては、148か国中118位となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

国におかれでは、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣 宛

綾部市議会議長 松本幸子